

大川市議会第4回定例会会議録

平成24年12月10日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
7番	今村幸稔	16番	古賀光子
8番	中村博満	17番	川野栄美子
9番	平木一朗		

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治										
教	育	長	石橋良知									
会	計	管	理	者	長	宇木博子						
(兼)	会	計	課	長								
消	防	長										
(兼)	警	防	課	長	田中晴彦							
経	営	政	策	課	長	中島久幸						
総	務	課	長									
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	今泉貞則

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
環 境 課 長	平 田 敏 弘
農 業 水 産 課 長 (併)農業委員会事務局長	添 島 清 美
ク リ ー ク 課 長	古 賀 政 彦
都 市 建 設 課 長	石 橋 徳 治
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	宮 崎 博 巳
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
消 防 本 部 総 務 課 長	大 淵 慶 人
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4. 付議事件

1. 一 般 質 問

1. 議 案 に 対 す る 質 疑

(議案第47号 ~ 第59号)

1. 委 員 会 付 託

5 . 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	6	石 橋 忠 敏	1 . 花宗水門及び新橋水門に於ける強制排水ポンプ設置 について 2 . 向島地区県道久留米城島大川線に於ける漏水の件に ついて
7	3	古 賀 龍 彦	1 . ごみ減量化対策について
8	12	石 橋 正 毫	1 . 用途地域北部の再生について

午前9時 開議

議長（中村博満君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、先週金曜日に予定しておりました一般質問を本日に日程変更いたしましたので、ただいまから一般質問を行います。

この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いいたしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、6番石橋忠敏君。

6番（石橋忠敏君）（登壇）

皆さん、おはようございます。議席番号6番の石橋です。

今回の質問も前回同様に、花宗本流の花宗水門への強制排水ポンプ、これの設置の必要性、それから、新橋水門への設置予定の強制排水ポンプの能力の見直しについて、それぞれ質問させていただきます。

今まで、ちょっと、反対でありながら賛成という姿勢を私はとっていましたけど、私自身が強く要望し続ける強制排水ポンプの設置については、大川市民が長年要望し続けてきた事

業でありながら、その努力とやり方では国の対応は本当に全て皆無に等しく、本件事業に対しては一筋の煙も、本当、一筋の煙も立っていなかったのが現状だったんです。

それが一昨年から一変して、うちの市長さんとか、ある代議士、地元代議士さんの努力により、強制排水ポンプの設置という高いハードルをクリアしていただいたことについては、私ともども大川市民にとっては高い評価をするとともに、感謝しております。

ただ、この中身が問題なんですよ。中身が問題ですから、私自身は、この中身について再三質問をさせていただいております。

私自身も、地元代議士の先生の動きによって、今の大川市にとって強制排水ポンプというのが水防上、いかに大切なことかを気づいた一人であります。それによって、こういうふうにして再三質問させていただいておるんですけど。

それから、また、近年の自然環境の変化に伴って、想定外の水害が立て続けに発生している現状では、地元代議士さんともどもに、我々市民も、また大川市の行政においても、他力本願、人様をお願いしたからこれでいいんだというような他力本願という甘い考えを捨てて、また、行政の方々に私が一言言いたいのは、ほかへの責任転嫁をするという甘い考えを捨てて、我が身のごときは我が身で守ると、そういう強い自主防衛の信念を持って、行政と市民が一丸となり、真の防災事業としての強制排水ポンプの設置を国及び県に対し認めさせるための行動を起こすべきではないかと思うので、それについての質問を自席においてさせていただきます。

皆さん、私ね、こういうふうにして文章を読んでいると、しどろもどろになるんですけどね。皆さんも、私ら議員もそうですけど、執行部の人たちも、本当、いつ来るかわからないということの災害に対しては、もっと危機感を感じてですね。先ほど、私、文章の中で言ったように、他力本願とか、責任を、いや、うちの部署じゃないからとか、そういう責任転嫁と、そういう甘い考えを捨てて、本当に、いつ来るかわからないという、この水害に対しては、自分たちだけじゃなく、子供とか孫とか、そういう時代にでも必ず来るものは来るんだからですね。そういうことに対して、多少なりは皆さん、今まで以上に危機感を感じて、やはり大川市全体というわけじゃないですけど、花宗水系に関しても、特に水害から守るための最大限の防災というか、水防というか、そういう災害から被害を最小限度に食いとめるための努力はするように、皆さん心がけてください。そうしないと、私一人でわめいておっても一緒ですから。これは、やっぱり皆さんたちも、我が身のごときとして考えて、特に行政は

やってほしいと思っています。

あとは自席にて二、三質問させていただきます。

それから、通告で、大川城島線についての堤防の水漏れ、これについて私、通告はしてはいますが、それは二の次であって、先に、この花宗水系の排水ポンプについての質問を先にさせていただきますので、時間がありましたら、先ほど言った堤防の水漏れについて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

壇上では終わります。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。

早速でございますが、石橋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、花宗水門及び新橋水門における強制排水ポンプの設置につきましては、さきの9月議会でもお答えをいたしましたように、潮の干満の影響を大きく受ける本市では、満潮時に流域に大雨が降った場合、筑後川の水位によっては自然排水ができなくなる状態となるため、強制排水ポンプの設置が必要であると考えております。

このことから、市といたしましては、長年にわたり花宗水門及び新橋水門に強制排水ポンプの設置の要望を行ってまいりました。今回、先ほどお話がありましたように、新橋水門への設置は決定されたところではありますが、花宗水門への設置につきましては今後も国及び県に粘り強く要望をしてまいりたいと考えております。

花宗川への強制排水ポンプの設置につきましては、今申し上げましたように、前の議会でも申し上げましたように、有明海が特異な水利構造をして、6メートルの干満の差があって、その影響をもろに大川市は受けるわけですから、時によっては、時間によっては自然排水ができない。このことは、江戸時代から潮時づかえという言葉で、その難儀をずっと語り続けてきた、そういうことを今、国のほうにも何年か前からずっと申し上げておまして、なかなか、国のポンプ設置の基準というか、それが、いい悪いは別なんですけれども、ある一定の水準というのか、端的に言ったら、床下浸水程度は許容だというような基本的な基準のもとに全国一律のポンプの設置を行っているというようなことなんですけれども、特に大川市の場合には、そういう全国にないような有明海の水利構造の影響をもろに受けるわけですか

ら、そこを特に理解をしていただいて、例外というのは、なかなか行政、認めないんですけれども、そういう特殊な事情ということはしんしゃくしていただいて、特段の御配慮をお願いしたいということを申し上げてまいりました。

これも議会で申し上げたんですけれども、筑後川流域、特に中流域から下流域にポンプ場の設置している箇所を地図上に落としますと、国土交通省のもの、それから農水省のものをひっくるめて、すごくあるんですね。特に右岸側が多いです、見た目では。ところが、大川市にはそれが1基もないと、一番難儀しているところに1基もないと。これも国で申し上げましたんですけれども、最下流というのは、湯水するときには一番最初に難儀をするし、出水のときには恐怖におののかなければならないという、そういう最下流の悲哀というものはぜひ共感していただきたいというようなことを申し上げてまいりました。

それが地元代議士あたりの御協力もあって、多少、国のほうに意のあるところが通じたのかなと思うんですが、ただ、議員御指摘のように、それで十分かという議論は残っているというふうに思います。

いずれにしても、花宗水門、もう1つの本流である花宗水門への強制排水機場の設置ということにつきましては、今までと同様に、あるいはそれ以上に努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

あらましの説明はわかりましたけど、真剣に話をさせていただきますけど、確かに、状況的とか地域性とか、江戸時代とか明治時代とか、そういう昔からの地形的な問題はわかりませんが、質問に入りますけど、前回、市長は、新橋水門に設置するポンプ能力については、計画の見直し、そのための数量計算の見直しを考えてもらうとの答弁を私はいただいていますけど、これについてその後、県ないし国のほうにどういうふうに動きをされたのか、この件についてお伺いしたいですね。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

ちょっと話、時間軸が前後するかもしれませんが、県の所管委員会が持ち回りであるんですね。時期はちょっと忘れかもしれませんが。その場で、たしか、新橋川水門のポンプの能力については、これは7月の大雨の後の話でございましたので、そういう気象状況が、当初のといいますが、今設定されている数字をはじき出すベースになるデータが必ずしも適切であるかどうかというものはありますので、気象条件が異常な条件になってきておりますので、そのあたりをひっくるめて、増設については、委員会、これは県の議会でありますけれども、議会の中で、そういう要請をした記憶はございます。

それから、もう1点は、今、県のほうに、単に数字だけを示して、これでいいということではなくて、シミュレーションをやっていますから、電算機の中でいろんな条件を入れて、最悪の条件、いろんな条件を入れて、8トンでいいということであるならば、それが我々にも、あるいは市民にも、あるいは議会にも、ビジュアルにわかるように、コンピューターグラフィックスというのか、アニメーションというのか、計算した結果がビジュアルに目に見えるように、そういうものをつくって、もう一回、自分たちの言っていることが正しいのであれば、それが我々にわかるような説明をしてくれというふうをお願いをしております、その作業は今進んでいるというふうに思っております。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

もう1点、ちょっと補足をさせていただきます。

先ほどの、県土整備委員会への要望につきましては、ことしの9月5日のことですが、その後、9月26日には、先ほどの基本データの見直し等の要望を直接、県の南筑後県土事務所ですけど、そちらのほうに市長が出向きまして、要望を申し上げております。その際には、三又地区の区長さん、それから同地区選出の市議会議員さんにも御同行をいただいております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

動きはわかりましたけど、こういうふうな大きな事業に関しては、データとか、県とか国

のそういう審議会か、議会かわかんけどですね。もっと現実、現状というか、現地ね、現地を把握した中で、この危機感というものを訴え続けたいことには、あくまでも資料で、資料で、資料で、データでというようなことでなされるのは、私はいいいとは思えないんですよ。

やはり、先ほど資料と言われた、この資料の数量、この数量も40年前、逆に言うと、今データで私たちに説明をいただいている花宗水系に関する数量も、新橋の数量も、国営水路も、すべてが約30年ないし40年前の数量を今は引き出してあると思うんですよ。

ということは、先ほど市長も言われたように、自然環境の変化に基づいて、今現在の雨量というのは想定外の雨量が降っていると。これは前回の山の井川とか、あの辺あたりで、国交省あたりは当然調べているはずですから、あの時点でも、当然、30年も40年も前の数量の約1.3倍から1.5倍近い雨量が降っていると思うんですよ。こういうふうなデータを踏まえた中で、やはり同じ要望、陳情を上げられるのであれば、その辺を把握した中で、やはり、何ですか、審議会でも答申を、答申じゃない、要望を上げたとか、そういうことじゃなくて、もっと現実を把握した中で、やはり要望を上げてほしいと思うし、協議会とかなんかに出席されるについても、市長、現実を見た上で、やはり強い姿勢で要請をしてもらわないことには、やはり、どこの行政とか、どこの国でも県でも事なかれで流してしまうんですよ。ですから、もっと的確に、ポイント、ポイントを突いた中で、やはり要請をしてほしいと思いますね。

それから、当然、私が今から質問するのは、この大川の花宗川についての洪水、水害についての危機感、誰に責任があるかということのポイント的なものをちょっと二、三お聞きします。

じゃあ、次の質問に変えていただきます。

先ほど市長の答弁で、数量の見直しとかなんかということを言われているから、それはそれで見直しの方向で進めてほしいと思いますね。

それから、国営水路について、ちょっとお聞きしますが、国営水路ができていますけど、国営水路の湛水防除、要は湛水防除の責任はどこにあるんですかね。都市建設課長、お願いします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

国営水路の湛水防除ということに限定すれば、それはもう農林水産省の所管になると思います。ただ、湛水防除事業の事業主体は県ということになります。

以上です。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

農林水産省ですね、それと県ですね。わかりました。

であれば、今、大川の国営水路については、本当に、これは通常であれば防潮水門が閉まっていない場合であれば、これは簡単に機能を果たすと思うんですけど、仮に防潮水門が閉まっている場合において大雨が降った場合においての国営水路の水量は、当然、閉まっているところに流し込んでも責任を果たせないでしょう、これは。と思いますけど、どうですか、課長。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

国営水路の大溝線のお話と思いますが、排水先は県管理河川の新橋川になります。そこで、国営水路の事業の際には、排出先である福岡県のほうと協議がされていると聞いております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

今、協議をされているんですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

事業の際に協議をされて、それで協議が調ったので、現新橋川に排水されているというふうに聞いております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

私が言っているのは、新橋川に排水されても、新橋川の出口の水門が閉まっていたら、当然どうなるんですかということを知っているんですよ。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

それは、これまでもお答えしていますように、条件によっては浸水してしまうと、筑後川の水位が高い場合には排水がききませんので、そういう場合は浸水するということになります。

ただ、その場合は、県管理の新橋川のほうの排水がきかないということで、そこに直接、国営水路のほうが関係するというのは、ちょっとそこら辺は事情が変わってくると思います。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

今、課長が言っているのは、新橋川、新橋川と言われているけど、あくまでもこの新橋川については分流事業も重なっている状況なんですよ。いろんな案件というか、事業が予定されている。

その中で、新橋川にかかわるのは大溝線ですけど、大溝線でも今の現状で防潮水門が、新橋川水門が閉まっている状況の中で、当然、これは三又地区は冠水というか、浸水しますよね。

それと同時に、今度は、総合的な話でいかせてもらうけど、仮に分流をした場合、分流事業というのは当然、40年の事業やから、これは当然やるということですから、やるのであれば、花宗川に流れ込む国営水路というのは、あと4本あります。全ての国営水路は、新橋川ないし花宗川に全部流れ込むようになっているんですけど、これが新橋川の水門と花宗の防潮水門とが当然閉まっている状況の中で大雨が降った場合の想定をちょっとお聞きしますが、それであれば、例えば、国営水路については農水と言われました。その管理で県と言われましたね。これは間違いのないと思うんですけど、この問題と別に、私が課長に言いたいのは、総合的に考えてくださいということを知っているんですよ。新橋川は1本ですよ、大

溝線。でも、花宗川は、1、2、3号の昭代線で4本入っていますね。この水が一気に花宗川に流れ込んだときに防潮水門が閉じた場合はどうなっていますか。それについて、ちょっと、続きやけん、教えてください。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

花宗川の計画水量というのは、そういう国営水路の水も流入するということではじき出されている数字でございます。

閉じている場合にどうかということをお尋ねでございますけど、そのときの雨量なり、そういうもので浸水の条件も変わってきますので、一概にどうなるというお答えは、非常にちょっと難しいところがございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

そんなら、私が答えてあげますよ、課長。課長、私が答えてあげますよ。浸水、大川市内全体、浸水しますよ。私がかわりに答えます。

じゃあ、先ほど言ったように、防潮水門のですね、次の質問に変わりますが、国営水路についての強制排水ポンプが大川にはなぜついていないんですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ただいまの御質問につきましても、以前、議会で御答弁申し上げたかと思いますが、国営水路の事業当時、大川市としても排水ポンプを要望したそうでございます。しかし、国としては検討の結果、必要ないということになって、つかなかったというふうに伺っております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

課長の答えについて、私は反論というか、大川市だけ必要ないという形で国がつけなかったということですね。

じゃあ、私はその当時の人たちの話を聞くと、この国営水路については、農政が50%、県が30%、あとの残り20%を受益者負担金という形に準ずるような形で大川市が十何%か、それと細かい数字はわからないんですけど、この残り20%を土地改良区と地元大川市が負担すると、そういう形の中で、この全体的な排水ポンプの設置がなされたというふうに聞いておるんですけど、大川市だけが土地改良区とごたごたごたごたして、その受益者負担金を出さなかったがために事業が終わってしまったと、排水ポンプがつかずに、そのまま終わったと、その当時の人たちはみんな、そういうふうな話をしているんですけど、まあ、これはそれでいいですよ。それはそれでいい。

しかし、排水ポンプがつかなかったことについての原因、責任は、大川市にもあるし、土地改良区もあるんじゃないかなと、私自身はそう思うとるんですけど、これでこの質問は終わりますよ。何度聞いてもね、国が認めなかったということやから、40年前にさかのぼって、30年前にさかのぼって、それはどうだったかということを確認する作業がないので、私と課長の意見は違いますが、それでいいです。私は、大川市にも多少の、排水ポンプがつかないことについての責任は、大川市にもあるし、土地改良区にもあると思います。それでいいです。

じゃあ、次の質問に変わりますね。

何回もお聞きしているんですけど、あくまでも雨量の差とかなんかは言わないでください。的確に言います。7月の13日、14日に降った雨の雨量のときに防潮水門が閉まっていた、その場合における2次災害の想定を課長にお聞きします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

水門が閉まっているということですから、降った雨はもう河川からあふれていくということで、それがどれくらいあふれるかというのは、ちょっと私にも想像ができませんが、恐らくあふれておったと思います。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

課長、どれくらいというのは、皆さんが想定できると思いますね、どれくらいくらい河川

の水があふれるのか。

じゃあ、この防潮水門というのは、いい面もあるけど、逆にいえば、自然排水ができないような状況に置いている防潮水門、これを設置した国土交通省、これにも、やはり2次災害の責任というのはなきにしもあらずじゃないかなと、私はそう思うんですけど、課長、どうですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

そこは、ちょっと私と議員は考え方がちょっと違うと思いますけど、防潮水門ができたために、それ以降、高潮等による被害は出ていないと思います。これがなかったら、もしかしたら、それまであったかもしれません、被害等がですね。

そのために設置した制水門によって何かが起こったというのを2次災害と言っていいのかどうか、ちょっと私は適当ではないのではないかと考えております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

済みません。撤回します。2次災害は撤回します。

ただ、同じ防災事業をやるのであれば、大なり小なりの2次災害的なものもあるかとは2次災害は撤回しますが、そういうプラス、マイナスあるかと思うんですけどね。

しかし、現実、今の状況から考えれば、高潮のときには確かに防災という形で立派なものですけど、逆にそれが、今の、あくまでも7月の13日、14日の雨の時期に考えれば、逆に、人間が作動する防潮水門の閉めあけを、これによっていまいち間違えば、これは市内全域が水浸しになるということを私は想定しますが、じゃあ、そのときに、なぜ今まで強制排水ポンプというのがうたわれているのか、これは災害を防ぐためですよ。であれば、防潮水門をつくった国交省に対しても、やはり内陸部に降った雨というのは、花宗水門までかかる数量を排出するのは国の責任だと思うんですけど、それについてはどうですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

議員御指摘のように、水門が閉まったときの対応がとれないということで、市としても強制排水ポンプの設置をずっと以前から要望してきたところです。（「必要性があるということですね」と呼ぶ者あり）はい。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。ありがとうございました。ある程度のことはわかりましたので。

私が今質問したのは、それぞれに土地改良区にしる、本市にしる、農政にしる、国交省にしる、大川市の水害というものを、大川市の防災を考える以上は、それぞれが大なり小なり、何らかのかかわりがあるんだなということが私自身は確認しましたので、今後、うちの本市の市長が要望をいろいろ上げられるときには、いろんな角度の要望の上げ方を考えてほしいなど、そういうふうに思っています。それはまた今から質問しますけどね。

もう次の質問に移ります。

市長にお伺いしますが、現状の花宗川、新橋川の数量の実態等の資料を本当に知られているのか。花宗川とか新橋川の数量を本当に把握されているのか、ちょっとお聞きします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

数量というのは、どういう意味か、よくわかりませんが、ポンプの設置、8トンのですね、設置を、あるいは開削をして、どの程度のポンプの必要があるかという計算のベースになっている部分については、細かいかどうかはともかくとして、全体としては150トンの流量、それに相当する雨が降った場合、その雨の雨量強度、あるいは雨域、こういった細かいことについては知りませんが、いずれにしても、花宗本川に毎秒150トンの雨が、水が流れる、そのときに本川側に90トン、それから、こっち側に、新橋川に60トン、そのことによって、新橋周辺の水位の上昇、こういったものを考えたときに、ポンプの場合には、60トンというのはピーク時ですから、その前後まで、毎秒8トンで稼働するわけですから、そのあたりのこともひっくるめて8トンで、今の計算ではですね、県の計算では、現況よりも悪くならないというのが結論だと聞いておりますけれども、いずれにしても、雨域が、雨が降るエリア、これにどういう雨が、雨量強度で降ってという細かい情報は、数字は把握は

しておりません。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

今言う新橋川の8トン云々というのは、ちょっと例外で、私がお聞きしているのは、排水ポンプの能力とか、そういうことじゃなくて、現実にも、計画排水として数字を出されている150トン、この150トンというのは、私は花宗改修工事の当初、着手した時点、この時点も150トンなんですけど、先ほど言ったように、30年も、40年も前のデータなんですよね、この150トンというのは。ですから、私は先ほど言うように、その後、国交省の調査とか、県とか、いろんな角度から、前回の7月の13日、14日の雨量の数量計算は当然、国の機関としては出していると思いますので、その辺の数字を把握した中で要望を上げてほしいということをおっしゃるのである。

だから、先ほど市長の答弁では、花宗川は150トンだという表示をされているということは、30年も40年も前のデータを基準に話をされているということですね、これ。というのは、私が求めているのは、7月の13日、14日に降った雨を総合的に加算させた中で、本当の実態の花宗川の数量を把握してほしいなと思います。これは国交省とかなんかは調べていますので、聞いてください。

それから、もう次の、私が市長に対してお願いしたいのは、そういう細かい数字を把握した中で、実態的に大川市の危機感を持って国とか県に要望を上げてほしいなということであって、曖昧な30年も40年も前のデータをもって話をしに行っても、国とか県もやらなければいいんじゃないかと、やらなくて済むのであれば、そのほうが良いというような考えの国とか県に対して、これらを説得する以上は、実態をきっちり把握した中で要望とか陳情とか打ち合わせには行ってほしいと思います。そうでないと、今まで従来どおり、30年も40年もかかってならなかった内容ですから、今まで長年かけてもやらなかった事業をやらせるためには、今の必要性をもっと具体的に訴えなければ、国も県も動きません。ですから、今後はそういう動きをしてください。

次の質問に移ります。市長にお願いします。

では、うちの行政、担当課及び関連の部署、花宗太田土木とか、そういうふうな関係部署との打ち合わせをやられていますかね。これについてお聞きします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

多分、それは大雨が予想されるとき管理といいますが、水門の管理ということについての打ち合わせということであれば、当然のことながら、そういう関連する部署が相互に、対応がばらばらというわけにもいきませんので、協議、対応しながら水門の操作を行っているということであります。

ポンプの計画とか、そういう計画論については、一義的には、要請の窓口は都市建設課でありまして、それを直接的には私が、国あるいは県には私のほうから行きますけれども、窓口としては都市建設課が窓口になると。水門の管理等々につきましては、関係各課あるいは花宗太田土木組合、こういったところと連携しながら対応しているということだろうと思います。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

今の説明は、そういう事故というか、災害が発生したときの対応のあり方であって、私が今質問したのは、ちょっと言葉が足りなかったんですけど、例えば、強制排水ポンプの要望を国・県に上げる、そういう際に、その前の質問のときと同じように、緻密に、今の現実のデータ、資料関係を逐一出させた中で、こういうことに基づいて要望を上げようとか、こういうことについては要望を上げようとか、もしくは、こういうことになれば、県・国は認識していない、こういう地元の危機感があるんだとか、そういう細かい打ち合わせをなさっていますかということをお聞きしているのであって、その当時、事故が発生したときとか、災害が発生したときに対応のあり方は全然関係ないです。強制排水ポンプに対して、国・県に対して要望を上げる。上げに行く前に、担当部署の連中とどういうふうな要望を上げたがいいのか、大川市にとっては、どういうところで救済要望を上げないけんのかとか、そういう細かい打ち合わせをなされていますかということをお聞きしているんです。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

ポンプの設置とか堤防のかさ上げという大きな話を第三者といいますか、国に、あるいは県に持っていく場合に、地元ではこういうことがあっていると、そういう細かい話を把握しながら、打ち合わせをしながら持っていくというのは、それもそういうこともあるかもしれませんが、やっぱり国・県を説得するには、どういう対応が一番心に響くかということだろうと思うんですね。それは、ですから、壇上で説明しましたように、大川市というのは、マクロで、大きな目で見れば、全国ほかのところに比べて非常に治水が難しいんだと、花宗川水系のですね。特に花宗川水系の治水というのは非常に難しいんですと、それは有明海という特殊な水利構造を持っているところの影響をもろに受けるわけですから、そういう特殊なところの治水の難しいところの状況というのをる説明すると、これが一番大きな話としてはきくと思うんですね。

議員がおっしゃるように、こんな難儀がありますよと、地元ではですね、例えば、流域のところでは。そういった細かいことはできるだけ知っておいたほうがいいと思うんですけども、やっぱり大きな話を持っていくときには、大きな話で話をしていったほうが私はわかりやすいというふうに思っております。

ちょっと壇上からは申し上げなかったんですけども、これは議員も一緒に、あれは筑後川事務所に一月半ほど前に皆さんで行きましたけれども、あのときにも申しましたように、筑後川下流に位置するところの難しさですね、悲哀、治水上、あるいは利水上の難しさ。それから、もう1つは、床下浸水であったとしても、大川市の場合には非常に大きなダメージを受けると、そういったことを申し上げました。これは、私はちょっと気づかなかったんですけども、ある議員から御指摘を受けて、お話があって、ああ、なるほどと思ったのは、大川の産業構造ですね。農業系はもうすぐわかりやすいんですけども、水をかぶれば大変な被害が出る。木工業が、地べたに高価な機械を置いていると、それから製品を置いていると。ですから、床下浸水の場合に、ほかのまちでは靴が流れたとか、そんなたぐいで、ひょっとしたら被害が済むかもしれませんが、大川の場合には基幹産業が一大ダメージを受ける可能性がある、ということ、床下浸水ですら大川は許されないんだということを申し上げたと思いますが、そういう大きな話を持っていくほうが、私は効果があると思っておりますが、いずれにしても議員がおっしゃるようなことは、できるだけ詳細に現場状況を把握しながら陳情に持っていくということは、陳情の幅も広がりますので、できるだけそういうふうになりたいと思います。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ありがとうございました。陳情のやり方を多少なりは変えていただきたいなという私の思いですので。

次に、今言われる有明海とか、そういう地域性の複雑なところだと言われているんですけど、確かにそのとおりなんです。先ほど言われるように、床上浸水どころじゃなく、床下浸水だけでも大川市は多大なる被害をこうむるということも、私も二、三、ほかの人たちから聞いてわかっています。

じゃあ、それを防ぐためにはどうするべきかということになれば排水ポンプなんですけど、排水ポンプというのは、確かにトンの2億か、大きな金額の予算が必要となります。であれば、これは次の質問のとき言おうと思っておったんですけど、ある程度、国営水路の流れ込む花宗川、それから先ほど言われる立地条件によって特殊な防潮水門で封鎖をされている、川といえど川じゃない、ため池なんです。水門が閉まったときには、ため池になる、こういうふうなすべての状況を把握した中で、やはり県とか国に陳情を上げてほしいと思います。

なぜかという、これは国のお偉いさん、ちょっと間違いました。上の国の方々の意見は、この必要性があればやる事業だと、であれば、もうここで言いますけど、国も前向きな考え方は持っていると思います。ですから、陳情、要望のやり方、内容、これによってまた違った角度の答えが出るかもわかりませんので、くれぐれも市長にお願いしたいのは、ありとあらゆる陳情のやり方、方法論、いろんなことで、こういう議会で言うべきじゃないかわからんけど、根回しでも必要ですけど、そういう中で、今の現状の大川を訴えてほしいというのが精いっぱい私の考え方であって。

先ほど、話がずれてしまって、有明海の説明を聞きましたけど、本当は陳情に行かれる前に、本当に大川市の状況というのを把握されてからのほうが相手を説得する、意気込みも違うし、相手に訴える内容も違うと思います。

ただ、これは私個人ですけど、私が現状で国とか県の人と話すと、ああ、それは必要性があるですねと、ああ、そういう状況であれば、その中であれば、いろんな角度で予算の編成、予算組みが可能になるんじゃないんですかとアドバイスを受けたりは、私もしてますけど、これはもう先ほど言われるように、ある地元代議士さんのお力をかりなければできないアロ

ケーション事業というのもありますけど、そういういろんな角度を真剣に、市長も今、一人でやられておるし、いろんなことを考えられておると思うんですね。

ただ、大川市の防災事業、水防というものに関しては、本当に真剣に考えてください。本当ね、一律でいいんですよ。ほかはいっぱいあるから。私もいろんなことを考えていると、いろんなことがわからなくなりますけど、水防に関してはいろんなやり方もあるし、本当に実情を訴えて、前の質問のときに言ったように、むしろ持って行って座り込むぐらいの意気込みで、やっぱり、そこまでいくぐらいの真剣な考え方の取り組みをしてほしいなと私は思っていますので、この問題については、ずっと継続して質問させていただきます。

それから、担当課とは細かい話し合いというのは、打ち合わせは余りやっていないようなことを聞いたんですけど、これはやるべきですよ。やらなければ、ここにおられる皆さんも、みんなそうです。現場を自分の足で歩かないことには、本当に実態はわかりません。報告を聞いてもわかりませんよ。やはり、市長にみずから歩けというわけじゃなくて、現場を歩いておる人間から逐一その状況というのを把握して、パソコンデータに打ち込んで、その中で、どうやるべきだということを考えられた方がいいと思います。

次の質問に移ります。

では、最後に聞きますけど、大川市の水害が、何回も言うように、想定内と、多分に想定内です。いろんなところの、沖端じゃない、あっちの、何だっけ、矢部川、山の井川、双方に挟まれたところに、うちらは、大川はあるんですけど、これはもう明らかに、堤防の築堤の内容も40年、50年過ぎている、いつ崩壊しても不思議でないような状況。それと、水害についても、防潮水門が閉じた状況であれば、いつ、7月の13日、14日のような雨が降れば水害になる、これはもう明らかに想定内となっていますけど、これは市民に対してだけ自主防衛というものを呼びかけずに、自主防衛については市民に対して、いろんな推進という形をやられていますけど、行政としては本当に、この推進というもの 推進じゃない、失礼。水防に対する防災を行政はどういうふうに考えられているのか、行政としてはどう動くのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

行政と申しまして、国、県、市、いろいろございまして、それぞれに所管事業を持って

いるわけですが、まずはとにかく河川の整備をしっかりと行い、強制排水ポンプを設置するというのが最大の目標だと思います。

市といたしましては、それに伴いましてクリークのしゅんせつとか水路の整備、そういうのも必要になってくると思います。

それから、事業とはちょっと別ですが、例えば、7月の豪雨のときにも、ちょっと後で反省の会議の際に出ましたが、山の井川の状況をよく把握できていなかったということで、情報の収集、それから、それをどういうふうにして地元伝えるか、あるいは避難についての方法等の検討、今、自主防災組織等が進められておりますけど、そういうふうなソフト面の整備も必要かと思えます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。

いろいろ防災についてやられているということは、私も多少なりはわかります。わかるけど、私がお願いしたいのは、本当に、市民一人ひとりではできない防災というのは、防災事業というのは、やはり行政ですよ。行政がやるべきです。やるべきというのは、排水ポンプをつけるために全力を投入すればいいということですよ。

最後の質問ですけど、これは都市建設課長にお伺いしたいんですけど、もう質問を私、しないと断ったんですけど、大川から城島に行く向島地区の水漏れ、これについての経過というか、経過報告をください。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

昨年、御指摘をいただきました以降、ずっと現在も現地の観測を続けております。やはり、まとまった雨が降った後に何日間か水がしみ出ているという状況は続いているようでございます。

これまでの経緯から、国としては、河川の水が堤内地に漏水している可能性は低く、堤体や路盤への降雨浸透に伴う残留水によるものというふうに判断をしております、市も同じように考えております。

ただ、先日の豪雨もありましたし、議員のほうから堤体の土質も悪いという御指摘も受けておりましたので、さらに詳しい調査を行うため、ことしの10月に専門の業者に委託をいたしまして、新しい調査を始めております。

どういった調査かといいますと、主に3点ございまして、漏水場所の特徴の把握ということで、地盤高とか試掘調査を行いまして土質の調査、それから粒度、透水性、そういうのをまず把握するというのが1点と、2点目に、水温、pH、電気伝導等の水質をはかりまして、これを河川の水、それから雨、それから湧き出た水、こういうのと比較するという作業でございまして。それから、3点目に地下水位の測定ということで、現在、4カ所、穴を掘りまして、塩ビ管を埋め込みまして、水位を常時観測できるようにしております。この調査は今後もずっと継続していく予定でございまして。

以上です。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。この4本埋め込んでいるところの場所は、後でいいですけど、教えてください。

やはり、これは皆さんはそういう危機感がないかと思うんですけど、この水漏れ状況というのは、もう4年も5年も、以前からずっと継続していることで、果たして何が原因やったかということがわからない以上は、みんな不安なんですよ、地元の方は。

それと同時に、例えば、いい例として、これも7月14日の例ですけど、矢部川の崩壊。あの崩壊事故も、やはり私、県のほうと内容的に聞いた部分もあるんですけど、40年も50年も経過しておる堤防というですか、堤というか、そういう状況によって、いつ崩壊しても不思議なかったような状態を二、三聞いたんですよ。

ということは、大川から城島に行く向島地区のあの堤防も、私たちが子供のころからの後やから、あそこも30年、40年近くはたっていると思うんですよ。その中に、特に私がつけ足しておきたいのは、課長、あそこの場所ですよ。大坪たばこ屋さんあったですよ。大坪たばこさんのところに水門がありますよね。あの水門は私が一番よう知っとつですよ、あそこ。魚釣りをやっておったから。あそこ、ぐーんと深いんですよ。だから、私はあそこから一番危険性があるかなと思うとるから、その辺も業者のほうによく説明をされて、

言っているように、あそこら辺はがらがらですからね、中は。その辺、よく調査してください。

最後に、市長にお願いしたいとは、市長の力で水害を最小限度に食いとめるための強制排水ポンプについての要望をもう少し真剣に、周囲の方々と協力しながら、本当に行政が、うん、わかったと言うような答えをいただけるように頑張ってください。まだ後からずっといろいろ質問もしますが、きょうはこれにて終わります。どうもありがとうございました。

議長（中村博満君）

ここで暫時休憩をいたします。再開時刻は10時10分といたしますので、よろしく願いいたします。

午前9時54分 休憩

午前10時10分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、3番古賀龍彦君。

3番（古賀龍彦君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号3番古賀龍彦でございます。

12月に入りまして、寒さは日々厳しくなってきました。新年を迎えるに当たりまして、皆様には風邪など召されませんように体を御自愛いただきたいと思います。

先日、八女市の矢部村から阿蘇のほうへ行く機会がございまして、その道中で、さきの九州北部豪雨で被害を受けられました箇所を見てまいりました。いまだ、まだまだ手つかずのところが多く見られ、被害の大きさを目の当たりにしてまいりました。改めまして被災されました皆様に心からのお見舞いと、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、それでは議長からお許しいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、ごみ減量化対策についてであります。

人間社会では、毎日の生活の中で、必ずさまざまな種類のごみが発生します。これが非常に多くの自治体の問題となっております。そして、このごみの処理に多くの税金が使われております。大川市の22年度決算では、じんかい処理費の歳出は、公有財産購入費を除いて約

358,000千円でありました。

そしてもう1つ、ごみの処理には設備的な問題として、焼却炉の老朽化があります。大川市の焼却炉は平成4年8月に稼働開始されまして、約20年が経過しております。既に建て替えの時期を迎えているわけでありまして。しかし、その建て替えには約40億から50億円が必要とされ、今の大川市の財政では大変厳しい状況であります。

それらを考え合わせますと、ごみの焼却量を減らし、焼却炉の稼働を少なくして負担を軽減し、できるだけ炉の延命化を目指すことを考えなければなりません。そのようなことから、大川市では燃やせるごみを平成26年度までに、平成22年度比で目標1,000トンの減量化と焼却炉の15年間の延命化に取り組まれております。

そこで、壇上からは、次の2点についてお尋ねいたします。

1つ目は、ごみの減量化対策のこれまでの取り組みと、今後の燃やせるごみ1,000トンの減量計画の内容について。2つ目に、焼却炉15年間の延命化計画の内容についてお尋ねします。

詳細については自席から質問いたしますので、御答弁よろしく願いいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

ごみ減量化対策についてのお尋ねでございますが、循環型社会の構築に向けた地域づくりを目指し、リサイクル・再資源化を推進し、廃棄物の発生抑制、ごみ減量化対策に積極的に努めているところであります。

これまでの取り組みといたしましては、平成18年度まで、年間のごみの総量が1万3,000トンを超えることがない状況が続いていたため、この対策として平成19年度に、向こう3年間で7%のごみ削減目標を掲げ、市民の皆様への説明会を開催しながら、資源ごみの分別、リサイクルの推進、段ボールコンポストの活用、また、生ごみひとしぼり運動など、協力を求めながら取り組んできたところであります。その結果、ごみの総量で2,500トン、12.7%、燃やせるごみにつきましては2,100トンの減量ができたところであります。

可燃ごみの中には、まだまだ資源化できるものが多く含まれており、分別することでさらに燃やせるごみの減量化となり、焼却時間の短縮、経費の削減、焼却炉の延命化にもつながるものと考えております。

ごみ焼却の委託を受けております大木町との協議会におきましても、燃やせるごみの減量化推進、また、ごみ処理経費の削減とあわせ施設の延命化を図ることとしており、目標として平成26年度までに大川市で1,000トン、大木町で500トン、合わせて1,500トンの燃やせるごみのさらなる減量を目指すことといたしております。

燃やせるごみの減量化に向けては、特に、指定袋にまだまだ多量に混入されております紙類の徹底した分別と、生ごみ、廃プラスチックなどの分別処理が重要かと考えております。地元説明会などを通し、市民の皆さんへ再資源化の徹底とリサイクルステーションの積極的活用をお願いするとともに、廃プラスチックの資源化の検討、生ごみ処理機の住宅団地での活用なども考えてまいりたいと考えております。

また、清掃センター焼却施設につきましては、平成4年の稼働から20年目を迎えておりますが、市民生活に欠くことのできない重要な施設であり、ごみ減量化の推進で施設への負荷を軽減させ、点検整備、運転管理を慎重に行いながら延命化を図ってまいりたいと考えております。

壇上からの答弁は以上でございます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

市長、御答弁ありがとうございました。るる御回答いただき、経過と計画を理解したところでございます。

ごみの減量化に取り組まれた平成19年度から21年度までに、合計約2,100トンの減量に成功されたと。大変大きな成果を上げていただいております。改めまして環境課の皆さんにこれまでの御努力と、市民の皆様の御協力に感謝と敬意を表したいと思っております。

さて、今回これから、さらに燃やせるごみ1,000トン減量を目指されております。大変厳しい目標設定だと思っておりますが、どのような具体的な対策をされるのか、お尋ねしてまいりたいと思っております。

私も以前、前の会社のときに品質管理や改善提案などの勉強をしたことがありますが、改善などの提案には、まず、現状の把握と分析を行い、目標値を設定する手法をとります。そこで自席からの最初の質問は、現状の把握としまして燃やせるごみ量の品目別の割合と、それぞれの減量目標の設定値をお尋ねします。

議長（中村博満君）

環境課長。

環境課長（平田敏弘君）

おはようございます。古賀議員の御質問にお答えをいたします。

家庭から出るごみの組成割合というものは、私どもが分析しておりますところでは、まず、雑紙・布類、これは主に今9割方は紙とっておりますけれども、55%ほどと推定をしております。それから、プラスチック・ナイロン系、これが25%、それから、生ごみが15%、その他のごみが5%と。これはあくまでボリューム、容積でそういった割り出し方をしております。これが家庭から出ているごみの大体の割合かと思っております。

このごみから、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、1,000トンという目標を立てて削減をしていきたいと思っております。1,000トンということにすれば、紙・布系550トン、ビニール・プラスチック系150トン、それから、生ごみ系が250トンほどの処理の推定量になるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

御答弁ありがとうございました。紙と布類が55%で550トン、それから、プラスチック・ナイロン系で25%で150トン、生ごみ系で15%の250トンという御回答でございました。分析値の割合値はパーセントでなくて、大体重量単位、トンで表示しないと整合性がとれないと思いますので、今後、御検討いただきたいと思います。

それでは、続いて品目別の対策についてお尋ねしてまいりたいと思います。

最初に、紙・布類の550トン減量計画の御説明をお願いいたします。

議長（中村博満君）

環境課長。

環境課長（平田敏弘君）

お答えをいたします。

紙・布系、先ほど申しましたとおり、大体、家庭から出るごみの90%ほどは紙類が主かと思っております。家庭の中で出されているごみの中に、ちょっとしたメモ紙、あるいは伝票、

レシート、そういったやつがごみの中に相当まざっているということで、まず、再資源化が可能なこの雑紙類、これを徹底して分別をしていただきたいというふうに思っております。

この方法といたしましては、家庭内で焼却をいたしますごみの袋の中に直接それを入れるということなく、お菓子の入っていた袋とか、買い物でいただかれた紙袋、こういったやつをごみ袋の横に置いていただいて、そういった雑紙類はその中に入れていただくというような方法が一番簡単な方法かと思っております。そうして、その紙をまとめていただくと、各地域で今開設をしておりますリサイクルステーションはもちろんですけれども、あわせて市の北側の広場で開設をしておりますセントラルステーションのほうでも無償でお受け取りができます。

ごみ袋の中にボリュームで55%ほどを占めているごみのほとんどが雑紙類ということで、この分をぜひそうした分け方をさせていただいて出していただければ、資源として有効に活用できる、また、家庭から出るごみの量も相当減るといふふうに判断をしております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

ありがとうございました。

お話の中で、燃やせるごみ量の90%近くが雑紙類だということで、まず驚きましたけれども、その回収された紙系がいかにかに再資源化するかということがポイントのようでございます。この減量計画でどのくらいの焼却経費が削減できるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中村博満君）

環境課長。

環境課長（平田敏弘君）

これは1,000トンの目標が達成できたということと……（「紙系の550トンだけ」と呼ぶ者あり）紙系ですね。私どもは、1,000トンという総体的な目標を立てておまして、この1,000トンが達成できれば、全体で30,000千円ほどの経費節減につながるというふうに思っております。1,000トンのうちの550トンを雑紙系としておりますので、単純に計算すれば16,000千円か17,000千円ぐらいの経費節減になるかと思っております。この紙の節減ができれば、そういうふうに思っております。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

紙系では、およそ16,000千円ぐらいの経費削減目標だということでございます。実現できましたら、大変大きな成果だと思います。

その紙とですね、きれいなもの、そうでないもの、きれいなものときれいでない、そうでないものに分けて回収し再資源化するということは、すぐ実現可能な対策だと思います。もう既に取り組みが始まっていると思いますが、市民への周知、広報はどのように行われているのか。また、その認知度といいますか、広がり具合というのはどのくらいぐらいだと把握しておられますでしょうか。

議長（中村博満君）

環境課長。

環境課長（平田敏弘君）

お答えをいたします。

この取り組みにつきましては、平成19年度から地域の公民館を中心に、とにかくごみ減量ということを市民の皆さん方に御理解いただくというのが先決ということで、くまなく公民館を回ろうということで実施をまいりました。

この説明会につきましては、19年度を皮切りに、22年度までをメインに進めてきたわけですが、19、20、21、22年度まで、トータルで230回ほど地元、それから地域の総会、婦人会の総会や公民館の総会、そこにも出向きまして230回ほどお話をさせていただきました。そういった中で、ただいま申し上げました雑紙の分別処理資源化、あわせて生ごみの処理等についても、段ボールコンポストの活用等についても一緒に説明をさせていただいたところです。

この230回の説明会の中で御参加いただきました市民の皆さん方の総数は、私どもがつかんでおります数では4,115人御参加をいただいたということでございます。まだ市民の総数に比べれば少ない数でございましたけれども、地域の中で聞いていただいた方から家族の皆さん方にもぜひ伝えていただいて、この取り組みを進めていただくということで進めてまいっております。

説明会についてはそういう形で進めさせていただきました。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

ありがとうございます。私の家のごみ箱の横にもそういった手提げ袋が置いてありました。奥さんにこれ何かと尋ねましたら、そういうふうな紙再資源用の回収袋であるということで、きれいな紙はこちらに入れてと言われました。なるほどと理解いたしましたけれども、言われて初めて気がついたわけでございまして、庁内での再資源用の紙の回収状況を見てみましたが、まだまだ少ないようでございます。やはりもっともっと周知が必要だと実感したところでございます。

ここでひとつ、ちょっと提案でございますが、全世帯に再資源用紙の袋ということで、何かこう文字に書いてですね、リサイクル袋を支給したらいかがでしょうか。文字を見ることで認知度が広がると思いますが、いかがでございますでしょうか。

議長（中村博満君）

環境課長。

環境課長（平田敏弘君）

ありがとうございます。一つの方法になるかと思えます。

私どもは今、とにかくお金を使わないでリサイクルをしていただくという観点から、家庭でいろんな買い物とかで発生した紙袋を利用していただきたいということでしております。今、議員がおっしゃいましたそういった方法も、一つの方法として検討させていただきたいと思えます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

削減効果を考えれば、わずかな予算で実施できると思えますので、どうぞ御検討をよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次の品目に移ります。プラスチック・ビニール類の150トンという減量計画でございます。これをちょっと御説明をお願いしたいと思います。

議長（中村博満君）

環境課長。

環境課長（平田敏弘君）

いわゆる廃プラというやつかと思えます。ビニール・プラスチック系というのは、先ほど言いましたボリュームの中で25%ほどを占めております。この廃プラ、いわゆる廃プラスチック系というのは、今、ちまたに相当出回っております。家庭から発生するごみにおいても、25%ぐらいをこのナイロン系、プラスチック系が占めるということで、ナイロン系については現時点では焼却ということしかございませんけれども、この廃プラ系については、既に周辺自治体でもぼちぼちといたしますか、相当対応をしているという状況でございます。

ただし、この処理については、非常にまだ高額という状況がございます。現在のところは容器包装以外のプラスチック系ですね、いわゆるプラスチックでできたケース、げた箱、透明ケース、おもちゃ類の大きいやつ、こういったやつについては、清掃センターに持ってこられた折に、別途ピットの隅のほうに置いていただいて、それは事業系のナイロン袋等と一緒に、今、業者に引き取りをしていただいていると。有価物でございますけど、ほぼゼロ円に近い形で引き取っていただいているという形でございます。

ただし、いわゆる容器包装法にのりますお菓子の包み紙とか、チョコレート、子供さんたちが食べる菓子類のパッケージになっているしゃらしゃらとした包み紙、これもほとんどがプラスチック系でございます。こういったやつについては、現在のところ焼却処分をしております。

実は、隣の筑後市さんが24年度より、今年度よりこのプラスチック系の処理を始められたんですけれども、いろいろ私どもも研究する上でお話を聞いてみますところでは、今やられている方法では、トン当たり50千円を超えていると、50千円から60千円の間かかっているということで、非常に処理に高い経費を払われているということを知っております。うちの現在の焼却処理のほぼ倍近いぐらいの経費がかかっているということで、この処理については十分検討しながら、費用対効果も考えながら対応していかなければならないと思っております。

いずれにしろ、この容器包装にのるプラスチック系については取り組まなければならない項目だというふうには理解をしております。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

この品目につきましては、再資源化に向けまして対策を検討中ということでございますので、早急に立案いただきまして実施していただきますようお願いしておきます。

それでは次に、生ごみ類の250トン減量計画で、2つの項目についてお尋ねいたします。

初めに、段ボールコンポストについては以前から取り組まれておりますが、次の3点についてお尋ねいたします。

現在までの実質普及率といいますが について、それから、今後、またこれをさらにもどのように推進していかれますか。そしてまた、新しい取り組みはどのようなことをお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（中村博満君）

環境課長。

環境課長（平田敏弘君）

今お尋ねいただきました件でございますけれども、普及率でございますが、平成19年度から、先ほど申し上げましたとおり、地元のほうに入ってごみ減量の説明会を積極的に行ってまいりました。その折に、あわせて生ごみの処理についての一つの方法として段ボールコンポストがあるということで、あわせて説明をさせてきていただきました。

今、私どものほうで把握をしております数字では、この段ボールコンポスト、ほぼ現時点で800世帯ほどが引き続き御利用いただいているかというふうに思っております。1万3,000世帯ほど市内にある中でも800世帯という数ですから、まだまだというところではございますが、おおむね800世帯ぐらいが利用をされているというふうに思っております。

今後、どのように進めていくかということでございますが、ごみ袋の中にポリウムとして15%を占めている生ごみ、この処理というのは非常に重要な処理であるかと思っております。生ごみが指定袋の中に入っているがために、早くそのごみを出さんといかんと。どうせ出すなら袋にいっぱい詰めて出そうというようなことも家庭の中ではあるかと思っております。こうした生ごみが入っていなければ、もっと袋を有効に利用できるかと思っておりますので、この生ごみの処理というのは非常に重要かと思っております。

私どもが今までの説明会の中でお話をしてまいりましたのは、できる限り自家処理をお願いしたいと。市街中心部のほうは住宅が密集しておるわけですけれども、郊外のほうにお住まいの皆さん方は少しでも畑、それから庭先、そういったところがあればですね、昔なりの方法ではありますけれども、穴を掘って、そこに生ごみは埋めていただくと、土に還元して

いただくという方法があります。また、段ボールコンポスト、実演をしながら進めてまいりました。これを利用していただいて、有機肥料をつくっていただいて畑に還元していただくということで、これからも進めておりますし、現在も我々清掃センターのほうで講習会の日程を決めて開いております。市報のほうでもお知らせをしながら、講習会を開いてお知らせをしているところです。

それから、新しい取り組みということでございますが、生ごみの処理については、今のところこの段ボールコンポストの普及、これが今できる一番の方法かと思っております。自家処理とあわせて、この方法をぜひ広く周知していただいて続けていければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

800世帯ということで、ちょっとまだまだという感じがいたしますけれども、段ボールコンポストについては推進を図るには、これまで熱心に実施されている方への奨励や特典などについても一工夫必要ではないかと考えます。例えば、熱心にされている方には無償でゴミ袋を支給されるなど、やる気を持続させるようなアイデアも必要ではないかと思っておりますので、この辺もぜひ御検討いただければと思います。

次に、ひとしぼり運動についてですが、この内容と目標値の設定の根拠についてお尋ねいたします。

議長（中村博満君）

環境課長。

環境課長（平田敏弘君）

このひとしぼり運動でございますけれども、これは平成22年の10月からこの運動を取り組みました。19年度から先ほど申しましたとおり、地元に入ってゴミ減量の訴えをしてまいりまして、徐々に燃やせるゴミの量が減ってきておりました。その中で、もう一押しと、何か地域の皆さん方にゴミ減量の意識づけ、特に生ごみの減量についての意識づけができないかということで、取り組みの終盤ではございましたけれども、22年の10月にひとしぼり運動ということで、ひとしぼり宣言をお願いいたしますということで、地元の説明会のときをお願いを

いたしました。

ペーパーを1枚つくりまして、そこに、私はごみの減量をします。ごみを出すとき一絞りをしますということを書いておりまして、そこに署名をいただいて、いただいた市民の皆さん方には生ごみ絞り器といって、プラスチックで小さなじょうごみたいなやつをつくっておりますけれども、これを差し上げて、それでごみを一絞りしていただくと。また、炊事場等にそれを置いていただいて見ていただければ、ああ、そういうことだったなという意識づけをしていただくということで、そういった取り組みをさせていただきました。

22年度にそういったひとしぼり運動の説明会を13回開かせていただきました。そして、23年度に10回と、計23回ほどの地域での説明会ということになりましたけれども、この運動は引き続き続けていきたいと思っております。22年の10月からの取り組みということで取り組んだものですから、ちょっとまだ市内全部にわたって周知をするまでには至っていないという状況でございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

目標値設定の根拠について、ちょっとそれもお聞きしたんですけれども、目標値設定の根拠ですね。

議長（中村博満君）

環境課長。

環境課長（平田敏弘君）

このひとしぼり運動につきましては、家庭から出る生ごみ、おおむね1世帯から大体三角コーナーといいますか、炊事場の角にあります網の三角コーナーいっぱい、おおむね700グラム程度が1世帯から1日が出る生ごみでございますが、それを一絞り 自家処理、あるいは段ボールコンポストで処理ができない御家庭につきましては、それをほんの一絞りしていただいてごみ袋に入れていただければ、それだけで約50グラムほどの水が切れると。1万3,000世帯、市内の全世帯で一絞り、50ccほどの生ごみからの水を切っていただければ、1日650キロになると。年間240トンほどのウエート、要するに、ごみの焼却に入ってくる焼却量として240トンほどの減量化につながるということで、金額にいたしますと、約5,000千円

ほどの節減につながるものと予想しております。

そういうことで、このひとしぼり運動を進めてきた経過でございます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

ありがとうございました。一絞りすることで50グラムの水分を減量できて、その成果として5,000千円ぐらいの削減ができると。これも減量が実現できましたら、大変大きな焼却経費の削減となります。

私の台所でこんな器具を発見いたしまして、これを奥さんに何かと聞いてみましたら、これは先ほど御説明いただきました生ごみ絞り器の器具だと。大川市の環境課が行っている説明会に参加していただいたということでございました。私がそうだったように、多くの市民の方も生ごみひとしぼり運動のこの器具のこともまだよく御存じではないのではないのでしょうか。

そこで、2点お尋ねいたします。

この周知、広報ですね、生ごみひとしぼり、先ほど説明会が23回ぐらいとおっしゃいましたけれども、この後、どのような広報をされていくのか。また、生ごみ絞り用の器具の単価ですね、これお幾らぐらいするのか、配布状況も含めてお尋ねしたいと思います。

議長（中村博満君）

環境課長。

環境課長（平田敏弘君）

お答えいたします。

このひとしぼり運動は、今後再び地元での説明会というのをまた強化していかなければならないと思っております。平成19年度から向こう3年間で一定の減量が達成できたということで、現在、地元説明会は回数は少なくなっております。しかし、1,000トンという目標を設定いたしておりますので、今からまたこの説明会というのを強化していかなければならないと思っております。この中で、このひとしぼり運動、引き続きまたお願いをしていきたいと思っております。

それから、先ほど議員がお示しされました絞り器でございますけれども、これは750個ほど、22年の10月からの説明会の折に発注をいたしまして、税込みで1個210円かかっており

ます。もっと大量に発注すれば、単価はもっと下がるかと思っておりますけれども、購入した折は1個210円かかっております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

ありがとうございます。

この一絞りの器具の単価が210円、まだ750世帯ぐらいというようなことでございました。私もこの生ごみひとしぼり運動の単価を試算してみました。50グラムに掛けて、焼却経費の24千円を掛けますと大体1.2円、1回絞ることで1.2円ですね。それを1年間続けると、大体年に400円ぐらいなるわけですね。大量に注文すれば、恐らく100円ぐらいになるんじゃないかなと思うんですが、100円で400円ぐらいの削減効果ということになると思いますので、費用対効果は十分あると思いますので、より早く、より広く、より普及をして、削減をより多くするためには、この器具を大川市全世帯に無償で支給いただいたらいかがでしょうか、お尋ねします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

そこはお答えする前に、ごみ問題に取り組む我々の姿勢を改めて申し上げさせていただきたいと思うんですけれども、よく言われますように、ごみ問題は、まぜればごみになるんだけれども、分ければ資源、これがごみ問題に向き合う基本的な理念というか、重要なことだろうと思います。

そういうところで、分別ということが出てくると、分別をすれば、それが資源になるということでございますので、そういう方向でやっていかなければなりません、そのためにはやはり市民の皆さん方の協力がどうしても必要だということになりますので、そういう意味におきまして、いろんなインセンティブを考えていくということは、やっぱりある意味では重要なことだろうというふうに思っております。

先ほど議論されておりますひとしぼり運動ですけれども、これも考えようによりましては、絞ることによって全体のボリュームも、それから重量も減ってまいりますから、それを有料

の袋の中に入れて処理するということになりますので、絞ることによって袋の有効利用というのか、それも図られるわけでありますから、そのあたりの意味合いをですね、ひとしほり運動の意味合いをもっともっと知っていただくような周知というのは大変重要だと思っています。

いずれにしても、このごみ問題、減量化をしていくためには、市民の皆さん方の御協力、御理解が大切でございますので、それぞれ我々がやっている政策の意味合いを御理解いただくように説明をして、その頻度をふやしていくということが大切だろうというふうに思っております。

ちなみに、先ほど担当課長が申しましたように、1,000トン当たり30,000千円という非常に大きな金を食う事業でありますので、これを減らしていけば、その分、政策経費として生まれていきますので、そのあたりの意味合いももっともっと市民の皆様方に知っていただくような、そういう努力が必要だろうと思います。

さらに言いますと、大川市のごみ処理にかかる費用ですけれども、これは同規模の同じ事業体と比較しますと、かなり安くなっていると、これも知っていただきたいと思えますね。ですから、かなり乾いた雑巾をさらに絞るようなことでありますので、どんどんどんどん難しくはなっていきますけれども、さらにひとしほり運動じゃありませんけれども、絞りに絞ることによって、それが経費の削減に直接つながっていくということでもありますから、そういう努力をしていきたいと思えますが、これはぜひとも議会のほうでも機会があればお調べをいただきたいと思うんですが、本当にごみ処理の経費というか、総体的な経費、よその事業体と比較したときですね、これは非常に少ないということはぜひ御検証もいただきたいと思えます。現場の、もうまさに現場の努力に頭が下がるような思いがいたします。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

ありがとうございました。思いを語っていただきましたけれども、いろいろなよその自治体もインターネットで検索してみますと、同じような取り組みをしてあります。全世帯に支給することでより大きな効果が生まれるならば、ぜひ前向きに検討いただきたいと思えます。

それでは次に、最後になりますが、焼却炉の15年間の延命化の具体的な内容についてお尋ねします。よろしくをお願いします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

まず、概括的な考え方を説明させていただきますけれども、まず、炉の一番中心、心臓部になります炉の延命化を図ることが一番ポイントだと思っております。それで、耐火レンガの張り替え、これがまずは必要だろうと思っておりますし、それから、あとはですね、全体の仕組みの中ではいろんな重要な部品がございます。バグフィルターであるとかなんとか、そういったいろんな部品の組み合わせで全体としてシステムが構成されておりますので、そういう重要な部品のリニューアルというのか、オーバーホールというのか、こういったことをまめにやることによって、全体のシステムが延命化されるというふうに基本的には考えておりますし、その考え方はそれほど間違っていないというふうに思っています。

いずれにしても、ここがやられると全体が完全にいかれてしまうというようなところにつきましては、少し早目早目に対応していくというのが肝要かと思えます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

ありがとうございました。いろいろな工夫をされまして延命化を検討いただいているようでございます。焼却炉が停止しますと大変なことになるわけでございますので、整備、点検、運転にはより一層注意深く取り組んでいただきたいと思います。

最後にまとめてみますと、今回もすばらしい取り組みをしていただいております。燃やせるごみの減量化の改善策は、全てにおいて市民の協力が不可欠であります。いかに市民に知っていただき、理解していただくかがポイントだと思いますので、そのための広報活動も創意工夫が必要であります。私も幾つか提案いたしましたけれども、具体的な費用対効果などを検討いただいて、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

環境課の皆様には、これから目標達成に向けて、これからも焼却経費削減と炉の延命化を目指して、より一層の御努力と御精進をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（中村博満君）

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は11時5分といたしますので、よろしくお願

いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時5分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、12番石橋正毫君。

12番（石橋正毫君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号12番石橋正毫であります。平成24年最後の質問になりました。よろしく願いいたします。

きょうは用途地域北部の再生ということで、大まかに3つぐらいに分けて質問したいと思います。

まず、用途地域再生のプランについて、それから、地域力の構築ということについて、それから、最後に都市計画道路の整備についてというようなことで大まかに分けて、お伺いをしてまいりたいと思います。

「活力、誇り、人を育む緑のまち 川郷大川」、こういうフレーズのもとに第5次長期総合計画がスタートして早くも2カ年半が過ぎております。市長はその中で、大川に力をつけ、誰にも誇れる魅力あるまちをつくり上げていくと述べられております。立派なスローガンであります。がしかし、その道のりは長く遠いのであります。

10カ年のマスタープランが早くも4分の1を過ぎようとしている中で、用途地域に住む市民の一人といたしまして、その実感を全く見出すことができないのであります。私は、議員として行政に携わって以来、10年、向島、北酒見、中古賀、鐘ヶ江地区など用途地域北部の抱えている問題点、その改善について訴えてまいりました。しかし、これまでそれに応えていただいておりますとは思っておりません。

中心市街地周辺部としてのこの地域は、都市としての基盤が全く整っておりません。生活する環境としても、また現実、農業者が環境の維持に努めている農業地域としての生産環境としても非常に劣悪であります。効率の悪い状況下に置かれております。

マスタープランで市長がうたわれている活力と誇りのある人を育むまちとはとても言えないのであります。基盤整備の整った農振地域でもなく、都市再生整備計画として多額の予算が投入されている小保、榎津地区などの中心市街地でもなく、現代の将来の見えない生活環

境では、市長がよく口にされる次世代の孫子に引き継ぐということが到底できないのではありませんか。これは、私がたびたび訴えてきたところであります。

適正な土地利用の促進がうたわれている第5次マスタープランの中で、このように疲弊した用途地域、これを再生するにはどうするのか、地域力を構築するためにはどうするのか、市長にどういうプランがあるのか、お伺いをするものであります。

また、地域が発展していくためには、まず何よりも幹線道路の整備が基本になると思います。私がかねて提案している国道208号線以北の都市計画道路堤上野線及び上野大橋線の整備について、今回はどうしてもお尋ねをしなくてはなりません。

年が明ければ、市長は改選のときです。長年の懸案のこの用途地域北部の問題について現状と課題をどう捉えているのか、どう改善していくのか、市長のお考えをお聞かせください。

平成24年最後の一般質問に当たり、この用途地域がこのまま埋没していくのか、あるいは輝かしい新年を迎えて地域浮揚に向かって新しいページを開いていくのか、市長の明快な答弁をお願いするものであります。どうかよろしく願いをいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

議員御承知のとおり、都市計画法に基づく地域地区、いわゆる用途地域は、社会経済活動において土地や建築物の規制、誘導を行いながら、秩序あるまちづくりを推進することを目的として指定をされた区域であります。

また、用途に応じた良好な住環境と都市機能の充実を図るためには、都市計画道路の整備を初めとして、公園、下水道等の都市施設の整備が必要であり、周辺における広域的な状況も見ながら総合的に推進していかなければならないと考えております。

広域の見地から市域全体の都市計画の基本的方針につきましては、平成16年、平成20年に一部変更がされておりますけれども、福岡県が策定をいたしました「都市計画区域マスタープラン」があります。これによれば、おおむね10年以内に事業実施を予定する主な施設として有明海沿岸道路とそれに接続する都市計画道路の整備に主眼が置かれており、主に用途地域南部に関する事業が実施されております。

また、平成 失礼しました。昭和63年に都市計画決定をされました国道442号バイパスにつきましては、八女市まで供用が開始され、国道385号バイパスにおいても一部を除いて

開通し、市民の長年の悲願であった広域幹線道路の形態も見えてまいりました。

このような中、久留米方面や八女方面と市中心部をつなぐ位置にある用途地域北部に関しましては、都市基盤整備を進める必要があると認識しており、国、県と連携しながら、その推進を図ってまいらなければならないと考えております。

そのため、今後、道路及び水路の整備を主な内容とする「都市計画マスタープラン」の策定に着手したいと考えております。この策定を踏まえ、計画的に道路、水路等の整備を柱とする都市基盤の整備を進めていく必要があると考えているところでございます。

壇上からの答弁はとりあえず以上でございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございました。この用途地域、特に北部の問題につきましては、たびたび詳しく申し上げてまいりましたし、その間におきまして、市長からも十二分に認識をしておると。本当に用途地域の中でも、特に北部のほうの疲弊しておる状況はよくわかっておるんだということを答えていただいております。今の答弁の中でも、今後の都市計画の中で、マスタープランの中で用途地域北部のことも考えていきたいんだというようなことを言っていただいたと思います。

市長は、長期総合計画マスタープランの巻頭の挨拶の中でこういうふう述べております。我々の世代ができることは、これまで祖先たちが築き上げてきた心豊かな誇りあるこの地大川に力をつけ、大川を誰にでも誇れるようなまち、そして、魅力ある大川として次世代の孫子に引き継ぐことだと、こういうふう述べております。

私は、向島という土地に生を受けて65年になります。これまで、ここで生きてきました。私は、大川人であるという前にまず向島人として、この疲弊した向島を見ながら、地域、すなわちふるさとの再生にきちっと道筋をつけると、こういうことが住民の代弁者としての議員の私の務めであると今考えております。

今回の用途地域北部の問題につきましては、平成22年3月議会及びその年の12月議会におきまして、詳細にわたって質問をしております。市長からも大変な前向きな御答弁もいただいたと思っております。しかし、肝心なことは、それが実行されておるか、少なくとも実行に向けて取り組みがなされておるのかということでもあります。

ただいま壇上から今後のマスタープランに取り組んでいきたいという答弁をいただきましたけれども、これまでの市長の答弁に基づいて、これから二、三確認をしておきたいと思うわけであります。

それでは、まず都市下水路、クリーク等の問題について伺いたいと思います。

市長は、この22年の3月ですね、当面はクリークのしゅんせつやポンプアップなどで水とこのものを確保して、のり面崩壊箇所は木柵等で緊急な復旧をします。中期的には、補助事業により全面的な幹線水路の整備を検討し、実施を図っていく必要があると、こういうふう述べておられますし、この問題もマスタープランでは十二分に考えていただきたいと思いますが、大川市は非常にクリークの多いところございまして、延長が300キロもあるというようなことを聞いておりますが、用途地域の中では300キロのうちのどれくらいの距離のクリークがあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、よろしく願います。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

ただいま議員御質問ありましたが、全体で300キロということで承知をいたしておりますけれども、用途地域内だけで何キロあるかと、延長については、申しわけございませんが、ちょっと現在のところ調査をしておりません。把握しておりません。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

大体どれくらいぐらいあるかぐらいは大まかにでも把握をしておっていただきたいと思いますが、私が試算したところでは、大川市の総面積が3,361ヘクタールぐらいですかね。そのうち、用途地域というのは22%の729ヘクタールほどあるということを聞いております。そのうちの27%ぐらいが農地であると。すなわち、195ヘクタールぐらいが農地だというふうに思っております。ちょっと間違ったらいけません、大体そのようなところでいいでしょうか。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

済みません。今、議員は面積等を言われましたけれども、正確な値はちょっとこの場では把握できませんので、ちょっと答弁いたしかねますけれども、済みません。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

このデータは、実は2年半前の22年3月の質問のときに調査したときの数字でございますから多少不動はあると思いますけれども、余り大差ないと思うんですよ。

それで、私はそのベースに基づいて私なりの計算をしたわけです。多少乱暴かもわかりませんが、私も実は農業をやっております。私の耕作しておる農地は約1.6ヘクタールでございます。

私のところの農地は、大川独特の水田ですね。私のところだけではないんですけども、大川地方の水田というのは独特な水田でございます。道路はついておらなくてもクリークはみんなついておる、大体そういうことになっておるわけですね。水田には必ずクリークが隣接しております。

私の農地の1.6ヘクタールで、護岸をしておらない土のり面の畦畔は約475メートルほどあるんですよ。これはざっとした計算ですけども、1ヘクタール当たり直します297メートルあるというようなことです。単純にですね、物すごく単純に用途地域の農地195ヘクタールにしますと、掛けますと約58キロぐらいある。そんな計算になると思うんですよ。

ひとつまた詳しく後から計算していただきたいと思いますが、こののり面、畦畔、私は近所の農家の方からいつも言われるんですけども、コイかアカガメか、それとも排水のときの水の流れによる崩壊か、いろいろ条件はありますけれども、のり面が崩れて非常に困っておるということを本当にいつも私は訴えられております。私も同感です。毎年毎年、のり面の崩壊が進んでおります。

一昨日の箴島議員の質問のときは、クリークの不法埋め立てがあるんだというようなことを聞きましたが、私はクリークの面積は広がっておると思いますね。崩壊によって面積は広がっているんですよ。毎年毎年崩れて、農家の方は水田に水がたまらん。あぜを10センチ、20センチ、あるいは30センチと毎年厚くしていかなばいかなです。水田の面積がずっと後退している。これは、もう全部の農地に言えることだと私は思っているんですよ。それがなかなか、そういう復旧が個人の力ではどうしてもなかなかできないわけなんですよ。

あぜは崩れる、排水用の土管は落ちる、本当にさんざんたるありさまじゃないかと、こういうふうに思いますが、そういう現状を担当課はどういうふうに思っておりますか。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

今、議員御指摘のとおり、水路の護岸、やはり水の流れと水の上下とか、あとはコイとかカメとかということもおっしゃられましたけれども、いろいろな要因でのり面の崩壊が確かに進んでおります。

一応クリーク課といたしましては、緊急性のあるところにつきましては、木柵等で対応したり、時間があれば、場所によってはコンクリート製の護岸等をすることもございますけれども、そういったことで対応させていただいております。

ただ、一応水路は社会基盤の大事な要素の一つだということで私は思っておりますし、そういう部分から言えば、前回、22年のときにお話が出た内容で、要はもっと基幹水路というか、幹線水路とかいうところを重点とした補助事業といいますか、そういった形で取り組んでいかなければならないというふうに私は思っておりますし、現在の事業を単費事業で行っておりますので、一応進捗も限られておりますので、そういった形で事業等は今後進めていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

実情はわかっておると。補助事業でも取り入れてやっていかにやいかんと思っておるということですが、思うとるだけではできんわけですよ。実際、補助事業を導入してやってくださいよ。

それから、本当に緊急性のあるところは木柵でもやるんだということですが、先ほど申し上げた58キ口、全部緊急性があるんですよ。一戸一戸の農業者は非常に迷惑をしておるんです。これは、各農家にとっては非常に緊急性のある問題なんですよ。それを補助とかなんかに当てはまらんからどうだこうだということで放置しておるじゃないですか。それは非常に怠慢だと思います。

それから、そういう市の事業でやっている護岸工事、あるいは災害復旧にあわせた工事、あると思いますけれども、この長い距離のクリークの護岸の窮状を打破するためには、やはり民間の民間活力というか、そういう力も期待してやっていったらどうかというふうに思いますけれども、例えば、個人でそういう木柵でも、あるいはコンクリート柵でもあるかと思えますけれども、そういう護岸工事をする場合は市から助成でもして、何年か計画でこの護岸工事を進めるというような考えはどうかと思いますが、そのような対策はしてありますでしょうか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

御指摘の部分は非常によくわかります。

それで、具体的には一つの現状でやっている手法としては、例えば、木柵の資材を市が無償で提供すると、そういう事業はやっておりますので、そのあたりを膨らませていくというような趣旨かと思っておりますので、木柵の、特に地元のほうで労働の提供はできるから、資材をくれれば自分たちでやるよという部分については、これは今もやっておりますし、その必要性を膨らませていく必要があると思っております。

ただ、個人でということになりますと、いろんな調整が難しいということもございますので、できれば区単位といいますか、行政区単位でここをやるから資材の提供を要請すると、こういった方向でやっていただくと非常にありがたいなというふうに思います。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

この広い地域でみんな迷惑をしておるクリークののり面の維持でございますが、これが少しでも早くよくなるように民間活力を活用してでも護岸が進むように、行政でしきらんなら民間の活力も期待するということを考えていただきたいと思えます。

それから、次に生活道路、これについて多少お尋ねしたいと思いますが、これも22年3月議会、市長はこういうふうに述べられております。

用途地域内の狭隘道路や未舗装の道路については、道路狭隘部の補修では路肩修繕の際、擁壁を設置し、幅員を確保していきたいと。また、未舗装部分については、今後3ないし4

年をめぐりに舗装化を進めていきたいと、こういうふうに述べられております。非常に踏み込んだ答弁だと私は考えたわけであります。

また、幅員などをそのままにして現状のままで舗装ということになれば、財政的にも三、四年のスパンで舗装だけはやれると市長も言っていたいておりますけれども、そういうふうな生活道路の舗装という面につきましては、どのような進捗があったのかということをやっとお尋ねしたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

特に用途地域の北部地区につきましては、22年の議会の中で舗装がおくれているというようなことを御答弁申し上げております。

そういうのを念頭に置きまして、いろいろ要望について対応してまいりましたが、当時、62%という舗装率をお答えしておりましたけど、現在は65%を超えていると思います。

それから、狭隘道路整備事業という国の交付金事業、補助事業がございますけど、これにつきましても、上野地区のほうで現在取り組んでおりまして、これは対岸の護岸まで同時に整備ができるという事業でございまして、これでかなりの延長がございますが、現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

もっともっとスピードアップをしてやっていただきたいなというふうに思います。

先ほど課長からも言われました向島地区での道路の事業ですね、これは私もこういう地域ではモデル的な事業だと思っておりますので、継続的にそのような事業を展開していただきたいと、こういうふうにお願いをしておきたいとします。

それでは、次に都市計画道路についての答弁であります。

市長はこういうふうに答弁されました。本市の用途地域内の整備については、用途に応じた都市の良好な環境を守り、秩序ある都市機能の発展を図るため、都市計画道路の整備を初め、道路、公園、都市下水路等の公共施設整備を含め、まちづくりを総合的に推進してい

なければならぬと考える。特に 特にですよ、都市計画道路堤上野線や上野大橋線は、有明海沿岸道路や国道442号バイパスなど広域幹線道路とともに道路網の骨格を形成する主要な道路であり、整備優先順位の高い路線である。堤上野線の国道208号以北の区間については、市街地と久留米方面を結ぶ幹線道路として重要な道路であり、次年度以降 ここが私は問題だと思うんです。次年度以降、県との協議を進め、事業化を目指すと。また、上野大橋線についても、国道442号バイパスと連絡し、環状道路を形成する重要な路線であり、整備優先路線として堤上野線と一体の事業化を検討すると述べられております。また、この道路については県事業として進めていくので、市の負担も非常に少ないので、最善の努力をすると、こう述べていただきました。

当時、私は非常に期待をしたわけでありまして。しかし、年度が改まりましても事業化の動きは感じられません。そこで、12月議会におきまして再度お尋ねをしたわけでありまして。

しかし、堤上野線、上野大橋線などの環状道路が根幹的な都市基盤として整備優先度の高い路線として認めつつも、県と協議を進め、事業化を目指すと答弁されるにとどまっております。

また、当時の担当課長は現在も同じ方でございますが、執行部の取り組みについて具体的に説明をしてくれております。これを読んでみますと、それはまだ具体的な協議は行っていないが、戦略を練っているところである。堤上野線、208号線以北については、道路局事業での整備が可能であり、街路事業では6分の1の市の負担があるが、道路局事業になれば市の負担がない。しかし、課題もあるので対応策を検討して、タイミングを図って県との協議のテーブルにできるだけ早くのせていきたいというものであります。

課長は、これは当然覚えていますね。どうでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

はい、覚えております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

それに加える形で、市長はこういうふうにも述べられました。

この環状道路の事業の進め方については、多少は知恵を働かさなければいけないところがあるので、お互い県と知恵を出し合って、格好ができれば、あとは県の予算の問題であるから話は単純化していくと。だから、できるだけ早く交渉の場を持ちたいと、こういうふうに答弁されております。市長、その後どういうふうにこれをやられたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

この県の事業については、ほかにも市内の関連する事業がございまして、なかなかこっちを立てればこっちが立たないような話が県との中では出てまいります。ある程度、具体的な話をしたらいけないかもしれませんが、市内のある地域の道路については、これは市の単独事業でやってほしいと、そのかわりにこっちは県事業でやると。こういう話があるありまして、非常に悩ましき状況になってきているんですけれども、このことについては議員が御指摘されましたように議会で答弁をいたしておりますので、何らかの形で事業を進めていかなければならないと思っておりますが、場合によっては、場合によってはですね、これは例えば、例えばですけども、大橋線のほうから場合によっては市の単独事業でも少しずつ進めていくようなことをやって、県に何といたしますか、事業の進捗を促していくというふうにやったらどうかと。いろんなまさに知恵を働かせています。

ですから、今まではなるべく全部金がかからないように県でやってもらうような、そういう努力をしておりますけれども、もちろんそれが一番正しい方向ですけれども、なかなか相手のある話でありますからそう簡単にいかないものですから、これはある意味、手銭、身銭を切っても少し着手するようなことも考えていかないとなかなか前に進まない、話だけではなかなか前に進まないなというふうに最近思っているところでありまして、そういうことをひっくるめて、これはぜひ予算の問題でありますから、ほかの土木系事業だけではなくて、いろんな全体の、大川市の全体の政策の中での予算の配分の問題が最後は出てくると思っておりますので、そのあたりをひっくるめて議会の中でも御議論いただければありがたいというふうに思います。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

今、市長からも言っていただきましたが、現在、堤上野線がずっと沿岸道路のほうから延長しておりますが、若津新道のほうまで事業が進んでおると。これがまた208まで来るのには、やっぱり5年も10年もかかるんじゃないかならうかという気もしますが、いっそのこと上野大橋線は、計画のところを見てもみますと、主に農地のところに計画があるわけでございます、これを木室の大橋のほうから進んだら早くできますよと私は市長にお話をしたこともあるように記憶しております。そういうことになって、そして、新しく整備された向島地区、すなわち用途地域の北部のほうに若津地区のもしも移転なさる方があれば、その方において、新しいまちを形成するならこれもいいんじゃないかというふうに私も考えたわけでございます。

そのように22年3月の議会答弁以降、このように私は非常に都市計画道路事業の進捗を期待しておりました。22年12月の答弁は少し期待外れでありましたが、やっぱり市には市の事情というのもあるということにはわかるわけであります。

しかし、適正な土地利用を推進して、市内が均等に地域力、地域の力を強化していくというためには、どうしても北部環状線の整備は必要だと私は思っておるわけでありまして、市長に強い期待感を持っているわけでありまして。この協議を図るタイミングということですが、どうしてもタイミングを狙ってひとつホームランを打ってほしいというふうに思います。

さて、11月の16日、衆議院が解散しました。野田首相が8月に「近いうちに信を問う」と、こういうふうな発言をしたことによって、近いうちにというのはいつかということが非常に論点になったわけでありまして。そして、3カ月の駆け引きによりまして、年末のこの時期に慌ただしい選挙戦が展開されるという状況になったわけでありまして。

この「近いうちに」という言葉を例にするのではありませんけれども、22年3月議会で市長が次年度以降に協議を進める、県と協議を進めると、こういうことを言われました。なるほど2年を過ぎた今日でも、今でもなるほど次年度以降のうちではありますけれども、通常、次年度といえば来年度と思うのが当然じゃないでしょうか。

官庁用語に「善処します」とか「検討します」という言葉があるそうでございます。それは、本当はそれはできません、やりませんよと、帰ってくださいよというようなことだそうでございますが、野田首相の「近いうち」とか、植木市長が言われた「次年度以降」という

のがこれに類するものであるとすれば非常に残念だと思っておりますので、これについては必ず実行していただきたいと思っております。

23年4月、24年4月と次年度は2回ありましたけれども、年が明ければ3回目の次年度が来るわけでありまして。3度目の正直と、こういう言葉もありますけれども、3度目の正直には、この次のマスタープランには十分に考慮すると先ほど市長が答弁されましたので、ぜひこれは実現するというふうに期待をいたしております。

私は用途地域選出の議員としまして、地域再生の鍵はまず2つあると考えまして、10年間、これを一貫して取り組んできたわけでありまして。

まず第1番に、花宗川の改修についてでありました。2番目には、ただいま申し上げておる都市計画道路北部環状線の整備であります。この2点が私は地域再生の鍵だと今でも思っております。

その一つの花宗川改修事業では、新橋川改修が30年間放置されてまいりました。国営水路大溝線の排水は流域に長年大きな被害を与えてまいりましたし、開削予定地は用地買収も完了しないまま、今も雑草に埋もれております。けさも現場を通過してまいりましたけれども、冷たい水たまりの水面にカモが二、三匹静かに泳いでいるというような状態でございます。このあたりは非常にへんぴなところでございまして、通る人もほとんどない、こういうところであります。

しかし、今、新橋川改修が動き出しております。30年間放置され、未改修の新橋川が毎年の浸水や湛水の被害から解放される、こういう日も来るでしょう。また、向島、北酒見地区、坂井の開削部分も実施されれば、この地域の水害からの安心、安全と、こういうものが確保されてくると思います。これがまず何よりもこの地域の再生にもつながってくるんじゃないかと思っております。

この新橋川改修事業の進捗状況、それから、今後の予定はどうなっておるのか、お尋ねをいたします。

議長（中村博満君）

都市計画課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

新橋川の分流部分ですね、放水路部分の用地買収につきましては、九十数%終了いたしております。あと四軒ほどの用地買収が残っているというふうに伺っております。

それで、県の整備方針といたしましては、新橋川ポンプを含めました、それから、現新橋川の整備を含めまして、単数年で2桁の年数にかからないうちにやり上げてしまいたいということで進めたいという基本的な考え方を持っております。

以上です。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

今、新橋川改修は地元の測量調査等が行われておるということを聞いておりますが、その調査の状況、もう終わったのか、それから、年度内にはどういうふうなスケジュールが予定されておるか、そういうことについてわかれば教えていただきたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

調査のほうは、業者のほうに業務委託をいたしておりましたが、7月の豪雨で担当者、それからコンサルのほうも、そちらの対応もあったということで若干おくらしているようでございます。

しかし、年度内に次の地元説明会を行いたいということで、調査が完全に終わったかどうかはわかりませんが、今、取りまとめて最終的な説明会に向けての設計がなされているというふうに聞いております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

私がお聞きするところによると、市民の中には毎年毎年水が上がるような状態はもうたくさんだと。一年でも早く今の状態から抜きたいと、早く改修事業をやってもらいたいというふうな声も私聞いております。この事業が一年でも早く進むということで市としても努力をしていただきますようによろしく願いをいたします。

また、次に一つ提案があるわけですが、この新橋川が開削される部分、こういうところはちょうど都市計画道路上野大橋線ですね、これと交差するということになります。先ほど市長がおっしゃいましたように、東のほうから入ればどうかということも考えられるというこ

とでございますが、私も全く同感であります、この上野大橋線と新橋川は交差します。この際、新橋川の改修事業と特に開削工事、これと上野大橋線新設の事業を並行して計画することはできないだろうか考えるわけです。

この2つの大きいプロジェクトが同時進行するということになれば、北部地域の再生にはすごく大きなはずみがつくというふうに私は思っておりますが、市長、どうでしょうか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

新橋川の開削事業といいますか、全体の花宗川改修事業ですね、ポンプの設置もひっくり返して、これは県ができるだけ地元の理解を得て早く進めたいという思いは持っておりますけれども、現状ではポンプの能力について最下流のところの住民の皆さん方に非常に不安があるということで、そのあたりで少し話としては停滞したような状況になっておりますけれども、それとあわせて大橋側からということについては、話としてはよくわかるんですけれども、いずれにしても、どういう計画のもとにあのあたりの再開発みたいなことをやるかということが重要でありますから、冒頭、壇上から申し上げましたように、都市計画のマスタープランをまずはつくらせていただきまして、その中で体系的に計画の中身を詰めて、そして、その中で事業を進めていくと。その際に事業の進め方も、場合によっては、なかなか県が動かない場合は単独事業でも考えなければならんのかなというふうに思っているところであります。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

この地域にこういう大きなプロジェクトを2つ同時にやるということは、私はおもしろいと思いますよ。それくらいの意気込みでやっていただければ、必ず用途地域はもっとよくなると。そして、地域の住民も目が輝いてくると私は思いますので、次のマスタープランではぜひ十二分に検討していただきたいと思います。

それから、最後にもう1つ、向島、北酒見地区というところは、中心市街地からいえば、いわば奥座敷とでもいいですかね、奥座敷と、こういうふうに言えると思います。そして、風浪宮大川公園は大川市の庭園と、こういうふうにも位置づけされると思います。

その大川公園、庭園から、これから続く新橋川沿い、これを春は桜、秋はハゼ紅葉と、こういう名所として次世代に残したらどうかと私は思います。これは、私だけではありません。ある市民からも提案されておることでもあります。

そもそも40年ぐらい前までは新橋川の堤防というのは、筑後川から北酒見までハゼの並木がずっと続いておった。そして、ハゼのろうを使った産業が筑後の一つの大きな産業として営まれておったわけでありましたが、この新堤防に桜やハゼ並木を再現いたしまして、住民の憩いの場というものを提供することはできるんじゃないかと私は思うわけであります。

市長は、有明海沿岸道路や酒見幡保線、あるいは堤上野線等の街路樹植栽に非常に力を注いでこられたと思います。北部地域を魅力ある地域に再生するためにも、ぜひこういうことも考えていただきたいと思いますが、その点について、市長、御答弁をよろしく願います。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

ちょっと個別な話ですけども、ハゼ並木については、以前もこの議会で申し上げたかもしれませんが、筑後川のかつての土羽の護岸のときにはずらっとハゼ並木があったそうでありまして、その名残も一部あります。それで、ハゼの紅葉の色というのは特に赤の美しい色でありますので、久留米ではそれだけでも観光スポットになっているエリアがあります。

それで、実は大野島の運動公園の西側のところにナンキンハゼが植えてありますけれども、あれは県か国かの金をいただいて植えたんですが、実はあのときに提案したのはハゼ並木を提案したんですね。そうしましたら、ちょっと一部地元から異論が出て、結局ナンキンハゼになりましたんですけども、それはちょっとハゼ負けをすとかいう御心配があったようではありますが、街路樹というのが、ああいう土手にハゼを植えるというのは何かやっぱり護岸の補強とか、いろんな意味があって先人たちがやったんじゃないかと思っておりますので、新橋川の改修がなった暁に、どういう樹種を植えるかということについてはいろいろ議論を重ねながら、木を植えるということについては大変結構な提案じゃないかというふうに思います。

それから、ちょっと総括的に申し上げますと、今議員が質問しておられる根本的な問題というのは、やっぱりあの地域で計画をされておりましたいわゆる再開発事業と申しますが、区画整理事業、これが財政的な事情いろいろありまして、頓挫をしたということがやっぱり

大きな問題の　大きなといいますが、問題の発信源になっているのかなど。その後の動きに、やっぱり行政側に少し動きとして緩慢な部分があったということで、そういう今御指摘の話があっているんじゃないかというふうに思って、理解をしながら聞いていたんですが、そこで、繰り返しになりますけれども、行政計画として体系的にいろんな事業を進めていくためにやっぱり一つの計画が要りますから、その地域を対象にした先ほど言いましたように都市計画、いわゆるマスタープラン、その部分に関する都市計画のマスタープランをまずはつくらせていただいて、その中で事業を体系的に組み込んで、そして、事業手法はどうやっていくか、それはいろいろ議論があると思います。

例えば、水路の整備につきましても、下水道事業の雨水排水事業でやるということもありますし、都市下水道事業でやると、いろんな事業の手法がありますので、そこはまた計画をつくり上げた後に事業手法を検討していけばいいんじゃないかというふうに考えておりますので、いずれにしましても、都市計画マスタープランをつくらせていただきたいというふうに思っております。

議長（中村博満君）

ここで、12番石橋正毫議員にお尋ねいたします。

あと自席からの質問はどのくらいかかりますか。（「2分」と呼ぶ者あり）じゃあ、続行いたします。12番。

12番（石橋正毫君）

市長の答弁ありがとうございます。私も理解できます。必ず次のマスタープランにおきましては、この用途地域の問題については配慮していただきたいと。やっていただけるものと思いますし、期待をいたしておきます。

ことしの最後の質問でございます。いろいろお伺いいたしましたけれども、子々孫々のため、この用途地域北部の活性化がどうか図られますように強くお願いをいたしまして、私の今回の質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

以上で一般質問を終わります。

次に、議案第47号から議案第59号までの計13件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、議案を各委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

次に、この際お諮りいたします。

あす12月11日から13日までの3日間は、議事の都合により本会議を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る12月14日午前9時30分から開くことになっておりますので、念のために申し添えます。

以上で本日の会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時3分 散会